

事後審査型制限付き一般競争入札

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年10月7日

佐世保市長 宮島 大典

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 **佐世保市西消防署宇久出張所移転新築（建築）工事**
- (2) 工事場所 佐世保市 宇久町平
- (3) 工期 令和10年3月1日 まで
- (4) 工事概要 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延べ面積 389.64㎡
- (5) 審査方法 **事後審査型**
- (6) 本工事は、「佐世保市の営繕工事における週休2日促進工事試行要領」に基づき、受注者が工事着手前に発注者に週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日試行工事である。
- (7) 本工事の工期には、猛暑日日数として16日を見込んでいる。
- (8) 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等による供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材に対し、調達変更により必要となる経費について、設計変更により計上をする工事である。

2 入札参加条件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件すべてを満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
 - ① 共同企業体としての資格要件
 - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
 - イ 経営の形態は共同施工方式であること。
 - ウ 共同企業体は**2者**で構成すること。なお、本工事において結成された共同企業体の構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。
 - エ 系列関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員として入札参加することはできない。
 - オ 共同企業体の代表者は最大出資者（1班）とし、各構成員の出資比率は**30%以上**とする。
 - ② 共同企業体の構成員の資格要件
 - ア 構成員のすべてが次の資格要件を満たしていること。
 - a 令和8年度佐世保市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、「**建築工事A**」に格付けされている者。
 - b **建築工事業**に係る**特定建設業**の許可を有する者。
 - c 佐世保市内に本店を有する者。
 - d 佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税の滞納がない者。
 - e 入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
 - f 本公告日以前3か月以内に佐世保市から**建築工事**における工事成績評定点6.5点未満の通知を受けた者でないこと。
 - g 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務

等入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。)

h 佐世保市電子入札システムにおいてＩＣカードを使用し、利用者登録を行っている者。

イ 代表者（１班）は次の資格要件すべてを満たしていること。

- a **建設業法に基づく監理技術者**を工事現場に専任で配置できる者。なお、配置する技術者は、当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（制限付き一般競争入札参加資格申請書提出日を含め、３か月以上の雇用関係であること。）である者とする。
- b 令和８年度格付時点における**建築工事**の総合点（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた点数。）が**１０１０点以上**の者。

ウ ２班は次の資格要件すべてを満たしていること。

- a **建設業法に基づく監理技術者又は国家資格を有する主任技術者**を工事現場に専任で配置できる者。なお、配置する技術者との雇用関係については、２（１）②イ a と同様。
- b 令和８年度格付時点における**建築工事**の総合点（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた点数。）が**１０１０点未満**の者。

（２）次の事項に該当する者は、入札に参加できない。

- ① 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- ② 本公告日から落札決定日までの間に、佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又は佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者。
- ③ 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制の措置を受けている者。
- ④ 直近に佐世保市に提出した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の**建築一式工事**の平均完成工事高が**０**の者。
- ⑤ 本公告日が属する月を含み、以前**２か月以内**に佐世保市又は佐世保市水道局（以下「佐世保市等」という。）が発注した**建築工事**を制限付き一般競争入札により落札した者。（共同企業体の構成員を含む。）ただし、下記工事を落札した者、並びに契約が成立しなかった場合は除く。
 - ①災害復旧工事 ②主観点制限対象工事 ③予定価格（税込）が３，５００万円未満（建築一式工事の場合は６，０００万円未満）の工事
- ⑥ 佐世保市等が発注した当初契約金額が**２億円以上**の**建築工事**を受注した者（共同企業体の場合、出資比率に応じた金額が**２億円**を下回る構成員を除く。）で、入札参加資格申請時において当該工事が完成していない者。ここで当該工事の完成とは、しゅん工屈を受理した日とする。ただし、当該工事が完成前であっても、契約日（議会の議決が必要な工事は、**仮契約日**）以後**６ヶ月間**を上限とする。
- ⑦ 「**８営請 第８９号 佐世保市西消防署宇久出張所移転新築（機械設備）工事**」の入札に参加申請した者。

３ 契約条項等の閲覧

佐世保市財務規則（昭和４４年規則第９号）、佐世保市建設工事請負契約書、佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱、佐世保市制限付き一般競争入札実施要綱、佐世保市建設工事の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱及び電子入札事務取扱要領は、佐世保市役所ホームページ又は佐世保市役所財務部契約課において閲覧することができる。

４ 予定価格及び最低制限価格

- （１）予定価格及び最低制限価格は、佐世保市財務規則に基づき定める。
- （２）最低制限価格は、開札会場においてランダム化により決定する。
- （３）最低制限基本価格（消費税及び地方消費税を除く）は**工事価格の９２％**で設定する。１００円未満の金額は切り捨てる。

5 入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

6 契約保証金

請負代金額の100分の10以上の保証を付さなければならない。

7 入札参加申請

- (1) 当該工事の入札に参加しようとする者は、次の書類を添えて申請期間内に下記提出先に申し込まなければならない。(郵送または持参。郵送の場合は、申請期間内に必着とする。) また、あわせて代表者(1班)となる者は、電子入札システムにおいて入札参加意思確認通知書(共同企業体での電子入札参加用)を添付のうえ、申請期間内に申請を行わなければならない。

- ① 建設工事競争入札参加申請書(本市指定様式)
- ② 共同企業体協定書(本市指定様式)
- ③ 委任状(共同企業体での電子入札参加用)(本市指定様式)

※ 本市指定様式については、「電子入札システム」において公開する縦覧設計図書パスワードを使用し、「入札情報公開サービス」からダウンロードすること。

提出先 佐世保市役所 財務部契約課
電 話 0956-25-9649

申請期間 **令和8年10月7日(水) から 令和8年10月21日(水) 午後0時まで**
(土日祝日及び午後10時から午前8時00分までは除く。)

ただし、書類の提出については土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
(午後0時から午後1時までは除く。)

- (2) 現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められており、原則として、営業所技術者等又は経營業務の管理責任者との兼務は認められないことから、令和8年3月17日付け「営業所技術者等が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて(お知らせ)」4その他③を確認のうえ、入札すること。

8 縦覧設計図書の公開

縦覧設計図書については、「電子入札システム」においてパスワードを確認し、「入札情報公開サービス」からダウンロードすること。

9 入札の方法等

- (1) 電子入札システムを使用し、次の期間内に入札を行うこと。
令和8年10月22日(木) 午後1時 から 令和8年10月26日(月) 午後5時まで
(土日祝日及び午後10時から午前8時00分までは除く。)
- (2) 入札回数は、最大3回までとする。
- (3) 初回入札書送付時には、入札書と共に必ず「**工事費積算内訳書**」を電子入札システムで送付すること。

10 入札書提出後の入札辞退

開札の直前までは入札の辞退を認めることとするので、電子入札システムによる入札書送付締切後は、入札辞退者はその旨を書面にて持参の方法により届け出なければならない。

11 開札の日時及び場所

令和8年10月27日(火) 午前9時30分

佐世保市八幡町1-10 佐世保市役所 12階入札室

なお、本入札は事後審査型であるため、落札候補者の資格審査をする間は、落札決定を保留する。

12 開札の立会い

電子入札事務取扱要領第16条の規定により、開札にあたっては入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立ち会いは行わない。

13 落札候補者の決定

落札候補者は、本市の予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札候補となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

14 入札の無効

- (1) 佐世保市財務規則第170条に該当する入札は、無効とする。
- (2) 工事費積算内訳書の提出がない者の入札は、無効とする。なお、**提出された工事費積算内訳書において、内訳書の合計金額と入札金額が一致しないもの、及び著しく不備があるものも同じとする。**
- (3) 入札参加申請者が次のいずれかに該当するときは入札に参加できない。また、既に入札書が提出されていた場合、その入札は無効とする。
 - ① この公告に定める入札参加資格のいずれかを満たさないとき。
 - ② 制限付き一般競争入札参加申請にあたって、虚偽の記載をしたとき。
- (4) (1) から (3) までに該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。**ただし、入札金額が最低制限価格に達しない者で最低制限基本価格以上の入札をした者はこの限りではない。**

15 落札候補者の入札参加資格の審査

- (1) 落札候補者の通知
開札の結果、落札候補者が決定した場合は、電子入札システムでその旨通知する。
- (2) 審査資料の提出
落札候補者は、次の書類を下記提出先にFAX又は持参により提出しなければならない。なお、提出期限までに書類の提出がないときは、入札参加資格がないものとみなす。
 - ① 入札参加資格審査申請書（事後審査型用）（本市指定様式）
 - ② 国土交通省ホームページ内の『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』からプリントアウトした「建設業者の詳細情報」又は「建設業許可証明書」（発行から3か月以内で、写し可）
 - ③ 配置予定技術者名簿（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し、又は主任技術者となり得る国家資格の証明書の写し、並びに所属会社が確認できる書類の写しを添付すること。）
 - ④ 営業所技術者等名簿（営業所技術者等となり得る国家資格の証明書の写し（実務経験による場合は実務経験証明書）、国又は都道府県に届け出ている営業所技術者等一覧表等の写し、及び所属会社が確認できる書類の写しを添付すること。）
 - ⑤ 税務署が発行する「消費税及び地方消費税の納税証明書（その3様式）」（発行から3か月以内で、写し可）
 - ⑥ 佐世保市が発行する「滞納のない証明書」（発行から3か月以内で、写し可）

※ 本市指定様式については、「**電子入札システム**」において公開する縦覧設計図書パスワードを使用し、「**入札情報公開サービス**」からダウンロードすること。

提出先 佐世保市役所 財務部 契約課

電話 0956-25-9649

FAX 0956-25-9624

提出期限 **開札日時 から 令和8年10月29日（木）午後0時まで**

ただし、受付時間は、その間の開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
（午後0時から午後1時までは除く。）

※入札回数が2回以上となった場合は提出期限を延伸するため、電子入札システムにて別途通知する。

(3) 入札参加資格の審査

落札候補者からの書類の提出後、速やかに資格審査を行う。審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない場合において、他に落札候補者となり得る者があるときは、その者を落札候補者とし、新たに審査資料の提出期限を定めた上で入札参加資格の審査を行う。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、指名停止の対象とする。

16 積算疑義申立て手続き

開札後、公表された予定価格等に対し疑義がある場合は、次の期間内に疑義を申立てることができる。

申立期間：開札日から令和8年10月28日（水）午後3時まで

ただし、再度入札に移行した場合は、当該開札日の翌開札日の午後3時までとする。

※疑義申立ては、積算疑義申立書（所定様式）に疑義の内容を具体的に記載して、契約課に直接持参又はオンライン申請により提出しなければならない。なお、申立て期間を過ぎた場合は受付けないものとする。詳細は佐世保市ホームページ「積算疑義申立て手続き制度の導入について」を参照すること。

17 落札者の決定

落札候補者が、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合は、その者を落札者として決定する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、積算疑義申立て手続き制度により入札を中止する場合はこの限りではない。

18 落札者の周知方法

落札決定後、「入札情報公開サービス」において入札結果を公表する。

19 契約の締結

契約の締結は、佐世保市財務規則、佐世保市建設工事請負契約書、佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱、佐世保市制限付き一般競争入札実施要綱、佐世保市建設工事の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱による。

※ 本工事は、落札しても仮契約に止まり、議会の議決を得て本契約となる。（議会の議決を得られない場合、仮契約は消滅する。）なお、議会の議決日の前日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該仮契約を解除するものとする。

20 支払

本工事の各会計年度における支払の限度額は次のとおりとする。

令和8年度 契約金額の40%相当額程度を上限とする。

21 その他の事項

この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。
落札者が契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、本契約を締結しない。

22 問い合わせ先

佐世保市役所 財務部 契約課 電話 0956-25-9649

※ 工事内容についての質問は、契約課宛に本市指定の「質問書」に必要事項を記載し、電子メールにて送付すること。（契約課メールアドレス：keiyak@city.sasebo.lg.jp）

なお、「質問書」は佐世保市ホームページの「事業者の方へ」－「工事/建設コンサル」－「様式」－「入札時に使用する様式」からダウンロードして使用すること。

質問の期限は、令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）正午までとする。なお、質問書の回答は、後日すみやかに「入札情報公開サービス」にて公表する。

以 上